

福島県農業振興審議会の委員の代理出席に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県農業振興審議会規則(昭和51年福島県規則第3号)第8条の規定に基づき、福島県農業振興審議会(以下「審議会」という。)の委員の代理出席に関して定める。

(委員の代理出席)

第2条 団体の推薦を受けて任命された委員は、やむを得ない事由により審議会の会議に出席することができないときは、当該団体に所属する者を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。

2 前項の場合において、代理人の選任は、書面により行う。

附 則

この要領は、平成17年11月17日から施行する。